

大田区監査基準

令和2年1月28日 監査委員決定

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）及び大田区監査委員条例（平成4年条例第70号）の規定に基づき、本基準第7条第1項各号に掲げる監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、監査事務の執行について、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点からの実施を確保し、住民福祉の増進に資することを目的とする。

(倫理規範)

第2条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行する。

2 監査委員は、独立のかつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

第3条 監査委員は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努める。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせる。

(質の管理)

第4条 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保する。そのために、事務局職員に対して、適切に指揮及び監督を行う。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存する。

(代表監査委員)

第5条 監査委員の改選があったときは、新任者の就任後すみやかに代表監査委員を定める。

2 代表監査委員は、あらかじめ代表監査委員職務代理者を指定する。

(委員の会議)

第6条 本基準第8条第1項各号に掲げる事項を円滑かつ的確に合議するため会議を開催する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、原則として例月出納検査の末日に開催する。

4 臨時会は、必要の都度開催する。

第2章 一般基準

(監査等の範囲及び目的)

第7条 監査等は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（法第199条第1項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(2) 行政監査（法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(3) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

(4) 決算審査（法第233条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(5) 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

(6) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(7) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

(8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条）

区の執行機関等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実を是正し、区民全体の利益を確保する見地から監査する。

(9) 前各号に掲げるもののほか、法その他関係法令の規定により監査委員が行うこととされているもの

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。

3 第1項第8号に規定する住民監査請求に基づく監査には、本基準第4条第2項、第8条第1項第1号から第4号まで、第10条及び第11条の規定は適用しない。

(合議)

第8条 次に掲げる事項については、監査委員の合議による。

- (1) 監査等の計画及び方針の決定に関すること。
- (2) 監査の結果に関する報告の決定に関すること。
- (3) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定に関すること。
- (4) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定に関すること。

- (5) 外部監査の結果に関する意見の決定に関すること。
 - (6) 決算審査に係る意見の決定に関すること。
 - (7) 基金運用状況審査に係る意見の決定に関すること。
 - (8) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定に関すること。
 - (9) 監査結果の措置に関すること。
 - (10) 住民監査請求に基づく監査の実施及び結果に関すること。
 - (11) 前各号のほか、監査委員が必要と認める事項
- 2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表する。

第3章 実施基準

(監査計画)

第9条 監査等は、毎年度定める基本計画及び監査等の種類ごとに定める実施計画に基づいて実施する。

- 2 基本計画は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し策定する。
- 3 基本計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定める。
- 4 実施計画には、基本計画に基づき、各種の監査等の対象、実施期間等を定める。
- 5 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正する。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施する。

(内部統制に依拠した監査等)

第11条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断する。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行う。

(監査等の実施手続)

第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画等に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施する。

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手する。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手する。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を実施する。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第15条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図る。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第16条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出する。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、区議会及び区長に提出する。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を区長に提出する。

5 監査委員は、住民監査請求に基づく監査の結果について、請求人に通知するとともに、公表する。当該請求に理由があると認めるときは、区議会、区長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告する。

6 前各項の提出等は、監査委員全員の連名で行う。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載する。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の結果及び意見
- (7) その他必要と認める事項

2 監査委員は、指摘事項又は意見・要望事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努める。

(公表)

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表する。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(4) 外部監査人からの報告に係るもの

(措置状況の公表等)

第19条 監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、適時、監査結果の措置状況を徴する。

2 前項の措置状況の報告を受けたときは、是正改善はもとより、再発防止の観点から措置状況を確認する。

3 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表する。

4 監査委員は、外部監査人の監査の結果に基づく区議会又は区長からの措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表する。

5 監査委員は、第7条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、区議会又は区長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、速やかにこれを請求人に通知し、かつ、公表する。

(委任)

第20条 本基準に定めるもののほか、監査等の実施について必要な事項は、監査事務局長が別に定める。

付 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。